

事例報告

平成31年3月13日

【担当者】 廣木

【テーマ】 外国の著作物の保護期間

【事案】

①アンリ・マティス（フランス）の絵画を無断で利用してパンフレットを作成することは著作権侵害となるか。

②外国向けのホームページに利用する場合はどうか。

【結論】

①日本で利用する限りは著作権法違反ではない。

②外国の著作権法違反となるおそれがある。

【検討】

著作権に関する法適用は「内国民待遇の原則」、つまり属地主義。

著作物の利用場所によって適用法律が変わる。

アンリ・マティスは、1954年11月3日没。

つまり、日本で利用するなら、日本法が適用される（現時点の保護期間は没後50年）。

ただし、マティスはフランス国民なので、「戦時加算」あり。

「戦時加算」＝戦時に相当する期間を、通常の著作権の保護期間に加算することで、戦争により失われた著作権者の利益を回復しようとする制度。

本来の保護期間の死後50年に、日本が参戦した1941年12月8日から平和条約発効前日までの期間が加算される。

アメリカ、イギリス、フランスなどは1952年4月28日に平和条約が発効したので、3,794日（約10年5カ月）が加算されることになる。

以上から、マティスの作品は、日本においては著作権保護期間が既に経過している。

そのため「日本国内での利用」であれば、著作権侵害にはあたらない。

ただし、外国での使用（外国人向けにネット上で公開を含む）は、外国における著作権法違反のおそれがある。

フランスは、著作権保護期間は死後70年で、未だ保護期間中となる。

他の国でも、70年以上の保護期間を設定している国が多数あるので要注意。

今般、改正により、日本でも保護期間は死後70年とされたが、旧法下でいったん保護期間満了しており、復活はしない。

よって、改正後も、日本国内での利用に限定されていれば著作権法違反にはならない。

(補足)

日本美術著作権協会(JASPAR)では、マティス作品を利用(海外利用やインターネット上での利用)する際は申請をせよ、となっている。

<http://jaspar.or.jp/apply>

海外利用やネット利用の場合、保護期間内である可能性があるので、申請をさせているものと思われる。

以上